

平成22年度スポーツ振興くじ助成事業
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業の主な変更点

1. 提出書類の追加

- ・新たに、「実施日程表」「助成対象経費内訳表」の提出が必要となります。また、賃金を計上しているクラブは、クラブ内において機関決定された「雇用条件等に関する規程」を提出することが必要となります。

2. 対象科目の変更

- ・謝金支給対象者に、トップアスリートが追加されます。また、助手、設立準備委員・運営委員の謝金単価基準が変更になります。（詳細は、別表A「諸謝金単価基準参照」）
- ・謝金支給対象者に対する交通費は対象外経費とします。但し、例外として、遠方（片道50km以上）から外部講師等を招聘する場合の旅費は、対象とすることができます。
- ・「旅費」において、宿泊費の上限が1泊10,000円から9,500円になります。
- ・「会議費」は、全て対象外となります。
- ・「借料及び損料」における貸切バスは、先進クラブ視察に要する経費のみ対象となります。特に、ハイキングやスキー教室等で参加者の移動に要するものは対象外となります。
- ・新たに「スポーツ用具費」が対象科目になります。スポーツ用具費として購入できるものは、経理処理基準の備考欄に記載されているものに限りします。
- ・「消耗品費」として購入できるものが、限定されております。経理処理基準の備考欄をご参照ください。特に、事務用品は対象外経費となります。
- ・対象経費総額のうち、「スポーツ用具費」と「消耗品費」の合計額の占める割合は、2割が限度となります。
- ・「通信運搬費」は、アンケート調査に係る経費のみが対象となります。
- ・クラブマネジャー等資格取得（資格につながるもの全てを含む）または更新の為の経費（旅費、講習会・研修会への参加料、テキスト代等）は、対象外となります。